

【大雨・洪水等の警報 及び 特別警報のとき】

気象庁による警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）及び特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区へ発令された場合、以下の措置をとります。

- 1 警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区に発令された場合や局地的な豪雨が発生した場合は、以下により判断、対応します。

（１）学校の判断に基づく措置

ア 教育活動外の対応

- ・当日の午前６時の時点で判断し、臨時休業や始業時間の繰り下げ等の措置をとります。
- ・保護者等に対しては、連絡アプリで保護者に周知するとともに、未登録者には電話で連絡します。
- ・措置を行うに当たっては、学校の実情（学区内の河川等の地理的条件）に応じるとともに近隣校との情報共有を行った上で措置を講じます。

イ 教育活動内の対応

- ・警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）の発令や局地的な豪雨の状況を受け、一時待機や終業時間の繰り上げ等の措置を必要に応じて講じます。
- ・保護者等に対しては、連絡アプリで周知するとともに、未登録者には電話で連絡します。
- ・下校については、気象状況、学校の実情（学区内の河川等の地理的条件）に応じるとともに、近隣校との情報共有を行った上で、一斉下校、集団下校等の措置を必要に応じて講じます。

（２）教育委員会判断に基づく措置

ア 判断が必要な状況

- ・気象庁の情報を基に、生徒の登下校時に大きな被害が及ぶことが予想される場合とします。

イ 判断をする時刻

- ・原則、前日の午後２時の時点とします。

ウ 基本的な措置の内容

- ・臨時休業の措置をとります。

エ 保護者への連絡

- ・保護者等に対しては、連絡アプリで保護者に周知するとともに、未登録者には電話で連絡します。

2 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区へ発令された場合
又は、発令が予想される場合は、教育委員会の判断により、以下の対応を
します。

（１）教育活動外の対応

ア 判断をする時刻

- ・原則、前日の午後２時の時点とします。
- ・前日の予想より著しく天候が悪化した場合は、当日の午前６時の時点とします。

イ 措置の内容

- ・臨時休業の措置をとります。

ウ 保護者等への対応措置の周知

- ・学校による連絡アプリで保護者等に周知するとともに、未登録者には電話で連絡します。

（２）教育活動内の対応

ア 措置の内容

- ・原則、生徒は学校待機とします。
- ・授業を打ち切り、生徒及び教職員の安全確保を図るため、防災計画やマニュアルに基づいた対応をとります。
- ・校外学習中に発令された場合は、迅速・適切な方法により生徒の安全を確保します

イ 保護者等への対応措置の周知

- ・連絡アプリで保護者等に周知するとともに、未登録者には電話で連絡します。

【地震のとき】

区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、以下の措置をとります。

(1) 学校にいるとき

教育活動を打ち切り、生徒の安全確保に努めたのち、生徒を保護者へ引き渡します。その際、学校から保護者へ連絡アプリ等で連絡します。保護者が迎えに来るまで、生徒は学校で待機します。

(2) 登下校時や屋外にいるとき

学校か自宅の近いほうへ避難します。

学校に避難した場合は、安全を確保した後で引き渡しを実施します。

自宅に帰宅した場合は、できるだけ早く学校へ連絡してください。